

50名以上の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組

こころの健康をめぐる情勢

仕事や職業生活にストレスを感じる労働者の割合は近年高止まりしており、メンタル不調を原因とする労災補償請求も増加しています。このような情勢を踏まえて、広島労働局は第14次労働災害防止推進計画において、近年60%前後で推移しているメンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする目標を定め、広島県内の事業場にメンタルヘルス対策への取組を促しています。

メンタルヘルス対策の5つのポイント

1 メンタルヘルスケアにかかる**基本方針**の表明

衛生委員会では、労働者の精神的健康の保持増進を図るための対策の樹立に関し調査審議¹する必要があります。事業場トップがメンタルヘルスケアの基本方針を表明しましょう。

(1 安衛則第22条)

2 **メンタルヘルス推進担当者**の選任

衛生管理者²などから、メンタルヘルスケアの実施を調整する担当者を選任しましょう。

(2 安衛法第12条)

3 **ストレスチェック制度**の導入

ストレスチェック制度の導入³や検査結果報告書の提出⁴などが義務となっています。そして、検査結果をもとに集団分析を行い、職場環境の改善に努めましょう。⁵

(3 安衛法第66条の10)

(4 安衛則第52条の21)

(5 安衛則第52条の14)

4 **教育研修**の実施

労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処するための方策について教育研修を実施しましょう。

また、管理監督者が心の健康に関して職場環境等の改善や労働者からの相談対応を行うことができるよう教育研修を実施しましょう。

5 **事業場外資源**の活用

労働者が利用できる相談窓口やメンタルヘルス推進担当者が相談できる事業場の外部相談窓口を利用しましょう。



働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト

こころの耳

ホーム

「こころの耳」は、働く方やそのご家族、職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などに向けて、メンタルヘルスケアに関するさまざまな情報や相談窓口を提供している、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

「こころの耳」のコンテンツを利用して、メンタルヘルス対策を進めましょう！



こころの耳

検索

広島産業保健総合支援センター

事業主や労働者からのメンタルヘルスに関する相談対応、メンタルヘルス対策の導入に関する個別訪問支援、職場復帰プログラムの作成に関する支援を行っています。

裏面の職場訪問希望書でお申し込みください。

広島産保

検索



お問合せ先

広島労働局労働基準部健康安全課

082-221-9243 (R5.9.)

メンタルヘルス対策に関する産業保健総合支援センターの職場訪問支援希望書

事業場名	
担当者職氏名	
連絡先	TEL :

メンタルヘルス対策に関する産業保健総合支援センターの職場訪問支援を
希望する 希望しない

産業保健総合支援センターに、

支援希望及び事業場の連絡先を監督署から提供することに了解する
支援希望を事業場から直接連絡する

希望する支援 監督署から産保センターに連絡することに了解する場合に記載

下記の支援（希望する支援事項に☑を記入）

産業保健総合支援センターに相談した上で支援内容を検討したい

その他（ ）

【参考】 広島産業保健総合支援センターについて

〒 730-0011

広島市中区基町 11-13 合人社広島紙屋町アネクス 5 階

TEL : 082-224-1361 FAX : 082-224-1371

開所時間 : 午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 15 分 (休日 : 土・日、祝祭日、年末年始)

メンタルヘルス対策促進員の職場訪問による各種支援

ストレスチェック制度の導入に関する支援

(ストレスチェック結果の集団分析及び職場環境改善に関する支援)

指針に基づくメンタルヘルス対策に関する支援

衛生委員会等における調査審議に関する支援

事業場の実態の把握に関する支援

「心の健康づくり計画」の策定に関する支援

事業場内体制の整備に関する支援

教育研修の実施に関する支援

職場環境等の把握・改善に関する支援

メンタルヘルス不調者の早期発見と適切な対応に関する支援

「職場復帰支援プログラム」の策定に関する支援

管理監督者向け教育研修

若年労働者向け教育研修